

Radiata Increase



FP2級
2018 年 5 月
学科
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・直近5回分の過去問解説はFP試験教材[最短最速合格ガイド]に収録されています。

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



2018年5月 学科試験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2017年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答紙にマークしてください。

問題 1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

1. 税理士資格を有しないFPが、顧客からふるさと納税に関する寄附金控除の制度について聞かれ、所得税法の条文等を示しながら一般的な解説をした。
2. 弁護士資格を有しないFPが、顧客からの要請に応じ、当該顧客を委任者とする任意後見契約の受任者となった。
3. 社会保険労務士資格を有しないFPが、老齢基礎年金の受給資格期間短縮について聞かれ、法改正の内容や受給申請方法を説明した。
4. 金融商品取引業の登録を受けていないFPが、顧客と資産運用に関する投資顧問契約を締結したうえで、値上がりが期待できる株式の個別銘柄を推奨し、その購入を勧めた。

【答え】

1. 適切

税理士資格のない FP でも、ふるさと納税の寄附金控除、その他所得税法の一般的な説明をすることは、税理士資格を持っていなくても可能です。

2. 適切

任意後見人契約では、特に必要となる資格はありません。従って、弁護士資格は必要ありません。

3. 適切

老齢基礎年金についての一般的な説明や、法改正についても社会保険労務士資格等の資格がなくても、受給申請方法などの説明をすることは可能です。

4. 不適切

金融商品取引業の登録を受けていない場合に、顧客と資産運用に関する投資顧問契約を締結し、値上げの期待できる株式の購入を勧めるなどの行為は行ってはいけません。

従って、答えは『4』です。

問題 2

ライフステージ別資金運用の一般的なアドバイスに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 子の将来のため、教育資金の準備を考えている会社員Aさん(35歳)に対し、学資(こども)保険や金融商品による積立に関する情報提供を行った。
2. 自己の持ち家の取得を考えている会社員Bさん(40歳)に対し、「住宅借入金等特別控除」等の 各種税制や「フラット35」に関する情報提供を行った。
3. 投資経験のない会社員Cさん(55歳)の退職後の生活資金を補うため、株式や投資信託などで組成したポートフォリオを提案し、将来値上がりが確実であるとして情報提供を行った。
4. 会社を退職し現在は働いていないDさん(65歳)に対し、老後資金は安全性を重視した運用が必要であることを説明するとともに、資産承継対策として「贈与税の配偶者控除」や「死亡保険金の非課税金額の規定」に関する情報提供を行った。

【答え】

1. 適切

FP として、お子さんの将来の教育資金の提案として、学資保険や金融商品の一般的な説明を行うことは適切です。

2. 適切

マイホームを考えている顧客へ、家を購入した場合におけるローンの期間、返済方法、金利、控除などの情報提供は適切です。

3. 不適切

投資経験のない顧客へ、値上がりが確実という不確実な情報提供はリスク性が高く、不適切です

4. 適切

現役をリタイアした顧客に対し、安全性の高い資産運用や、非課税となる控除の適用、資産継承のアドバイスは適切です。

従って、答えは『3』です。

問題 3

公的介護保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.第1号被保険者の介護保険料は、当該被保険者が公的年金制度から年額18万円以上の老齢等年金給付を受給している場合、原則として公的年金から徴収される。
- 2.第2号被保険者の介護保険料は、その者が加入している公的医療保険の保険料と合わせて徴収される。
- 3.訪問介護や入所介護等の介護サービスの費用における利用者の負担割合は、一律1割である。
- 4.同一月内の介護サービス利用者負担額が一定の上限額を超えた場合は、所定の手続きにより、その上限額を超えた額が高額介護サービス費として支給される。

【答え】

1. 適切

介護保険の第1号被保険者というのは、65歳以上の人で、年金を年額で18万円以上を受け取っている場合には、その公的年金から天引きされます。

2. 適切

介護保険第2号被保険者は40歳以上65歳未満です。

a)健康保険へ加入の場合には健康保険と一体的徴収

b)国民健康保険へ加入の場合には国民健康保険と一体的徴収

従って、加入している公的医療保険の保険料と合わせて徴収される。

3. 不適切

介護保険の自己負担額は、原則1割ですが、第1号被保険者では合計所得が160万円以上の人では2割、特に所得の高い人では3割負担となっています。

4. 適切

同一月において、公的介護サービスを利用した際に、利用者負担額が定められた上限を超えた場合、上限を超えた部分については、高額介護サービス費として支給されます。

従って、答えは『3』です。

問題 4

雇用保険の高年齢雇用継続給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、原則として60歳到達時に雇用保険の一般被保険者であった期間が1年以上あることが必要である。
- 2.高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、一定の一般被保険者に対して支給対象月に支払われた賃金の額が、原則として60歳到達時の賃金月額85%未満となっていることが必要である。
- 3.老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金との間で調整が行われる場合、その調整による老齢厚生年金の支給停止額(月額)は、最高で受給権者の標準報酬月額の6%相当額である。
- 4.高年齢再就職給付金を受給するためには、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が150日以上あること等の要件を満たすことが必要である。

【答え】

1. 不適切

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象は、

- ・60 歳以上 65 歳未満で被保険者であること。
- ・60 歳以降の賃金が 60 歳到達時点の賃金の 75%であること。
- ・雇用保険での一般被保険者期間が 5 年以上。

以上の場合に支給対象となります。

2. 不適切

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象は、

- ・60 歳以上 65 歳未満で被保険者であること。
- ・60 歳以降の賃金が 60 歳到達時点の賃金の 75%であること。
- ・雇用保険での一般被保険者期間が 5 年以上。

以上の場合に支給対象となります。

3. 適切

老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付を同時に受給する場合には、標準報酬老齢厚生年金から、月額の高齢6%に相当額が支給停止となります。

4. 不適切

高年齢再就職給付金の受給要件では

- ・60 歳以上、65 未満の一般被保険者
- ・基本手当について算定期間が 5 年以上。
- ・再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が 100 日以上あること。
- ・1 年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められた安定した職業であること
- ・同一の就職について、再就職手当を受けていないこと。

従って、答えは『3』です。

問題 5

老齢厚生年金の繰上げ支給および繰下げ支給に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢が62歳の者が、61歳で老齢厚生年金の繰上げ支給を請求するときは、その請求と同時に老齢基礎年金の繰上げ支給の請求もしなければならない。
2. 老齢厚生年金の繰上げ支給を請求して受給権が発生した後は、その裁定の取消しや変更はできない。
3. 老齢厚生年金の繰下げ支給の申出は、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出とは別に行うことができる。
4. 老齢厚生年金の繰下げ支給による年金の増額率は、繰り下げた月数に0.5%を乗じて得た率で、最大30%となる。

【答え】

1. 適切

老齢厚生年金の繰上げ受給を請求する場合には、老齢基礎年金の繰上げ請求も同時に行わなければなりません。これにより、受給開始年齢は原則として 65 歳となっていますが、60 歳から 64 歳の中でも受給時期を選ぶことができます。その際、繰り上げた月数×0.5%が老齢厚生年金額から減額となります。

2. 適切

老齢厚生年金の繰上げ、繰り下げ共に、受給権発生後の取り消しや、変更はすることができません。

3. 適切

老齢厚生年金の繰り下げを申し出る場合には繰り上げの場合のように同時に請求する必要はなく、別々での請求が可能です。

繰り下げを行なった場合には、繰り下げた月数×0.7%が老齢厚生年金額に加算されます。

4. 不適切

繰り下げ支給による年金増額率は、繰り下げた月数×0.7%が老齢厚生年金額に加算されます。

最大では5年×12ヶ月×0.7=42ヶ月

従って、答えは『4』です。

問題 6

公的年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、所定の要件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。
- 2.国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が10年である老齢基礎年金の受給権者が死亡した場合、その受給権者の所定の遺族に遺族基礎年金が支給される。
- 3.厚生年金保険の被保険者の死亡により遺族厚生年金の受給権者となった妻が、再婚によりその受給権を失ったとき、被保険者の死亡当時その被保険者によって生計を維持していた母がいる場合は、その母が当該遺族厚生年金を受給することができる。
- 4.遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の支給に係る妻の年齢要件は、夫の死亡の当時、子のない妻の場合、30歳以上60歳未満であることとされている。

【答え】

1. 適切

遺族基礎年金の受給可能な遺族は、国民年金の被保険者が死亡した当時に、死亡した者によって生計を維持されていた18歳になって最初の3月31日までの「子」もしくは、18歳になって最初の3月31日までの「子のある配偶者」となっています

2. 不適切

遺族基礎年金の受給要件は

- ・国民年金の被保険者が死亡した場合
- ・国民年金の被保険者で、国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人が死亡した場合
- ・老齢基礎年金の受給権者が死亡した場合で、保険料納付済み期間、保険料免除期間、合算対象期間を合算した期間が25年以上ある人
- ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が死亡した場合で、保険料納付済み期間、保険料免除期間、合算対象期間を合算した期間が25年以上ある人

3. 不適切

遺族厚生年金では、遺族基礎年金と違い、配偶者、子以外にも父母、祖父母、孫までとその範囲は広いです。

受給権者として「子のある配偶者」、「子」、「子のない配偶者」がい**ない場合**には父母、孫、祖父母とそれぞれ受給権該当者がいない場合に、受給権が移っていきます。

受給権者となった妻が、再婚で受給権を失った場合でも受給権は移動しません。

4. 不適切

中高齢寡婦加算での妻の受給要件は、夫の死亡の当時、

- ・40歳以上、65歳未満の子のない妻
- ・子のある場合には40歳以上、65歳未満で、遺族基礎年金を失権している妻。いずれの場合に受給対象です。

従って、答えは『1』です。

問題 7

確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 企業の従業員である個人型年金加入者(第2号加入者)は、原則として、その者に支払われる給与からの天引きにより事業主経由で掛金を納付することができる。
2. 個人型年金の加入者が、国民年金の第3号被保険者である場合、掛金の拠出限度額は年額816,000 円である。
3. 一時金で受け取る老齢給付金は、退職所得として所得税の課税対象となる。
4. 確定拠出年金の通算加入者等期間が10年以上である場合、老齢給付金は原則として60歳から受給することができる。

【答え】

1. 適切

個人型年金加入者で、企業の従業員(第2号加入者)であった場合には、原則として、企業が従業員の給与より、天引きとなります。

2. 不適切

個人型年金加入者で、国民年金第3号被保険者の拠出の限度額は年額276,000円です。

3. 適切

確定拠出年金では、受給方法として「年金」、「一時金」のいずれかでの受け取りが可能です。

「年金」で受け取る場合には、雑所得として総合課税の対象

「一時金」で受け取る場合には、退職所得として分離課税の対象

4. 適切

確定拠出年金の加入者期間として、通算10年以上ある場合には60歳以降より、老齢給付金の受給が可能です。

ただし、70歳までに受給を開始しなければいけません。

従って、答えは『2』です。

問題 8

Z銀行の住宅ローン(変動金利型)を利用し返済中であるAさんが、Z銀行以外から住宅ローンを借り換える場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.Aさんが全期間固定金利型の住宅ローンに借り換えた場合、返済期間中に市中金利が上昇すると、金利の上昇分に相当する額の返済負担は増加する。
- 2.Aさんが住宅の床面積や収入等の融資条件を満たせば、借換先の住宅ローンとして「フラット35」を利用することは可能である。
- 3.AさんがZ銀行以外の金融機関に住宅ローンの借換えを申し込んでも、借換先の金融機関の担保評価基準によっては融資を受けられないことがある。
- 4.AさんがZ銀行以外の金融機関の住宅ローンに借り換えた場合、Z銀行の抵当権の抹消および借換先の金融機関の抵当権の設定が必要となるため、登録免許税等の諸費用が必要となる。

【答え】

1. 不適切

全期間固定金利型では、**ローン期間中の金利は一定**で、ローン期間中の市場金利の上昇には影響されない為、返済負担は**変わりません**。

2. 適切

フラット35を借り換え先の住宅ローンとして利用する場合には、一定の年収や床面積などの一定の条件を満たすことで**可能**です。

3. 適切

金融機関によって**担保評価基準が異なっている**為、金融機関によっては融資を受けられない場合があります。

4. 適切

金融機関ごとに抵当権の設定が必要となる為、住宅ローンを借り換える場合には、それまでの借り入れ先の抵当権を抹消し、新たに借り入れる金融機関での抵当権の設定が必要です。

抵当権の設定には、登録免許税等の費用が必要となります。

従って、答えは『1』です。

問題 9

教育ローンおよび奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 日本政策金融公庫の「教育一般貸付(国の教育ローン)」の融資限度額は、学生・生徒1人につき、海外留学資金の場合を除き350万円である。
2. 日本政策金融公庫の「教育一般貸付(国の教育ローン)」は、主に親が申込人となるもので、成人 していても学生本人が申し込むことはできない。
3. 日本学生支援機構の貸与型奨学金には、無利息で貸与を受けられる「第一種奨学金」と、利息付（在学中は無利息）貸与の「第二種奨学金」がある。
4. 日本政策金融公庫の「教育一般貸付(国の教育ローン)」と日本学生支援機構の奨学金は、重複して利用することが可能である。

【答え】

1. 適切

日本政策金融公庫の教育一般貸付では、学生・生徒1人につき、**350万円を上限**に最長で15年の融資が可能です。

海外留学の場合では1年以上の留学で450万円が上限となります。

2. 不適切

日本政策金融公庫の教育一般貸付では、原則として主に生計を維持している親が契約者となりますが、成人していて、**安定して収入のある方**であれば**契約可能な場合があります**。

3. 適切

日本学生支援機構の貸与型奨学金では**無利息の「第一種奨学金」**と、在学中は無利息で、上限3%の**利息付きの「第二種奨学金」**があります。

4. 適切

教育一般貸付、日本学生支援機構の奨学金はそれぞれの**併用は可能**です。

従って、答えは『2』です。

問題 10

貸借対照表に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.「有形固定資産」には、土地や建物、機械設備が計上されており、いずれも一定の耐用年数に基づき減価償却が行われる。
- 2.「無形固定資産」には、特許権やソフトウェアが計上されており、いずれも一定の耐用年数に基づき減価償却が行われる。
- 3.「投資その他の資産」には、長期貸付金や出資金などが計上されている。
- 4.「流動負債」には、買掛金や短期借入金などが計上されている。

【答え】

1. 不適切

貸借対照表での有形固定資産として、土地・建物、機械設備、船舶、車両等が該当し、期間の経過に応じて価値が減っていく為、一定の耐用年数に基づき、減価償却して費用化されます。

ただし、土地は期間が経過しても価値は減りませんので、減価償却の対象にはなりません。

2. 適切

貸借対照表での無形固定資産として、営業権や特許権、ソフトウェア等が該当し、一定の耐用年数に基づき、原則として定額法にて減価償却されます。

3. 適切

貸借対照表での投資、その他資産とは、固定資産の一つで、長期貸付金、出資金、投資有価証券等が該当します。

4. 適切

貸借対照表での流動負債とは、1年以内に返済すべき負債のことで、買掛金、未払金、短期借入金や支払手形などです。

従って、答えは『1』です。

問題 11

保険法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険法では、保険金等の支払時期に関する規定が設けられており、同法の施行日後に締結された保険契約に限って適用される。
2. 保険法では、告知義務に関して、同法の規定よりも保険契約者、被保険者にとって不利な内容である約款の定めは、適用除外となる一部の保険契約を除き、無効となる旨が定められている。
3. 保険法は、保険契約と同等の内容を有する共済契約についても適用対象となる。
4. 保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約は、その加入に当たって、被保険者の同意が必要である。

【答え】

1. 不適切

保険法の、保険金等の支払時期に関する規定では、原則としては施行日後に締結された保険契約に限り適用されますが、**保険金等の支払時期に関する規定や、重大事由による解除などの場合**では、**施行日より前に締結された保険契約**でも適用されます。

2. 適切

保険法の告知義務として、片面的強行規定といい、同法の規定よりも**保険契約者、被保険者にとって不利な内容**である約款の定めは**無効**となります。

3. 適切

保険法では保険契約だけでなく、**共済の契約**についても**適用対象**です。
(JA共済や全労済など)

4. 適切

死亡保険契約において契約者、被保険者が異なる保険契約では、**被保険者の同意が必要**です。同意のない場合には契約は無効となります。

従って、答えは『1』です。

問題 12

個人年金保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険料の支払方法には月払い、半年払い、年払い、一時払いがあるが、他の契約条件が同じ場合、保険料の支払総額が最も少ないのは一時払いである。
2. 年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、相続人等が死亡給付金を一時金として受け取ることができる。
3. 定額個人年金保険は、契約時に基本年金額が確定するが、変額個人年金保険は積立金の運用成果によって年金額が変動する。
4. 定額個人年金保険は、他の契約条件が同じ場合、保険料の払込満了から年金受取開始までの据置期間が長い方が、受け取る年金額は多くなる。

【答え】

1. 適切

保険契約の契約条件が同じ場合で、支払方法として保険料の支払い総額が最も少なくなるのは一時払いです。

最初に多くの金額を支払うことで、保険会社の運用資金も増える為、保険料が安くなります。

2. 不適切

「確定年金」では、年金受け取り期間中の死亡の場合には、遺族が一時金として受け取ることが可能ですが、「有期年金」や「終身年金」では年金受け取り期間中に死亡してしまった場合には、年金の支払いは終了してしまいます。

年金支払開始前に被保険者が死亡してしまった場合には、既払込み保険料相当が死亡給付金として、払い戻されます。

3. 適切

定額個人年金では、契約時に定めた基本年金額が受け取れます。

変額個人年金保険では、保険会社が債権や株式の運用を行い、その運用実績に応じて年金額が変動します。年金開始前に死亡した場合には死亡給付金が最低保証されますが、解約返戻金には最低保証はありません。

4. 適切

定額個人年金保険で、他の契約条件が同じ場合、保険料の払込満了から年金受取開始までの据置期間が長い方が、保険会社が運用を行える期間が長くなる為、受け取る年金額は多くなる。

従って、答えは『2』です。

問題 13

生命保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。
なお、いずれも契約者(=保険料負担者)ならびに保険金、年金および給付金の受取人は個人であるものとする。

- 1.被保険者が受け取る入院給付金や通院給付金、高度障害保険金は、非課税となる。
- 2.契約者と保険金受取人が同一人であり、被保険者が異なる保険契約において、被保険者が死亡して保険金受取人が受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
- 3.契約者と満期保険金受取人が同一人である保険期間10年の養老保険契約において、一時金で受け取る満期保険金は、一時所得として課税対象となる。
- 4.契約者、被保険者および年金受取人が同一人である保証期間付終身年金保険契約において、保証期間内に被保険者が死亡し、残りの保証期間について相続人等が受け取る年金の年金受給権は、相続税の課税対象となる。

【答え】

1. 適切

「**身体の傷害に基因**」する給付金は**非課税**となり、入院給付金や通院給付金、高度障害保険金などは「身体の傷害に基因」に該当しますので、**非課税**となります。

また、**保険金の受取人が、被保険者以外**でも、配偶者、直系血族の場合であっても**非課税**となります。

2. 不適切

契約者と保険金受取人が同一人であり、被保険者が異なる保険契約の場合の課税対象は、**一時所得**として、**所得税、住民税の課税対象**です。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	・所得税 ・住民税 ・一時所得
A	B	C	贈与税

3. 適切

契約者と満期保険金受取人が同一人である養老保険契約において、保険期間の**5年を超えた**満期保険金は**一時所得**として**課税対象**です。5年以下(契約期間5年超の同保険を5年以内に解約した場合の解約返戻金)は、金融類似商品として20.315%の源泉分離課税となります。

4. 適切

保証期間付終身年金において、契約者、被保険者、保険金受取人が全て同一人物であった場合に、保証期間中に被保険者が死亡してしまった場合には、その遺族が受給権を相続することになりますので、**相続税の課税対象**です。

従って、答えは『2』です。

問題 14

契約者(=保険料負担者)を法人とする生命保険契約の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとし、いずれも保険料は毎月平準払いで支払われているものとする。

- 1.被保険者が役員・従業員全員、死亡保険金受取人が被保険者の遺族、満期保険金受取人が法人である養老保険の保険料は、その2分の1相当額を資産に計上し、残額を損金に算入することができる。
- 2.被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である長期平準定期保険について、保険期間の前半6割相当期間においては、保険料の全額を資産に計上する。
- 3.被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険の保険料は、その全額を資産に計上する。
- 4.被保険者が役員、入院給付金の受取人が法人である医療保険(10年更新)の入院給付金は、その全額を雑収入に計上する。

【答え】

1. 適切

養老保険の保険料の税務処理として、被保険者が役員・従業員全員、死亡保険金受取人が被保険者の遺族、満期保険金受取人が法人である場合、その2分の1相当額を資産に計上し、1/2を損金に算入することができる。

保険金受取人		保険料の税務
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上
従業員・役員の遺族	法人	1/2資産計上 1/2損金計上

2. 不適切

長期平準定期保険での経理処理では、保険期間の前半6割相当期間については、保険料の1/2を損金算入、1/2を資産計上となっております。

・長期平準定期保険の経理処理

保険期間の前半の6割の期間	保険料の1/2を損金算入 1/2を資産計上
保険期間の残りの4割の期間	保険料の全額を損金算入。 それまでに資産計上した前払い保険料を残りの期間の経過に応じて均等に取り崩して損金算入

3. 適切

死亡保険金の受取人が法人である場合の保険料の税務では、その全額が資産計上となります。

保険金受取人		保険料の税務
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上
従業員・役員の遺族	法人	90%資産計上 10%損金計上
従業員・役員の遺族	従業員・役員	給与

4. 適切

保険、給付金の受取人が法人の保険(医療保険、終身保険、養老保険、年金保険等)の場合、保険金を受け取った場合は全額を「雑収入」として益金(収益)として算入となります。

従って、答えは『2』です。

問題 15

住宅用建物およびそれに収容している家財を保険の対象とする火災保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約は付帯していないものとする。

1. 隣家の火災が延焼したことにより自宅建物が損傷した場合は、補償の対象となる。
2. 隣家の火災による消防活動で自宅建物が損傷した場合は、補償の対象となる。
3. 天候の急変に伴い落雷したことにより自宅建物が損傷した場合は、補償の対象となる。
4. 自宅建物の火災により書斎に保管していた現金が焼失した場合は、補償の対象となる。

【答え】

1. 適切

火災保険では火災、落雷、風災害などによって生じた建物や家財の損害を補償するもので、隣家の火災による延焼でも補償対象です。

2. 適切

火災保険の補償範囲として、消防活動による水漏れも補償対象です。

3. 適切

火災保険では火災、落雷、風災害などによって生じた建物や家財の損害を補償するものですので、落雷も対象です。

4. 不適切

火災保険では、貴金属、宝石等1個または1組の価格が30万円以上を超えるものは、契約時に明記物件として申告することにより補償されますが、現金や、有価証券の火災による損害は補償されません。(盗難損害は補償対象。)

従って、答えは『4』です。

問題 16

任意加入の自動車保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1.対人賠償保険では、被保険自動車を運転中に対人事故を起こした被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、自動車損害賠償責任保険等の支払われるべき額を除いた額が保険金の支払い対象となる。

2.対物賠償保険では、被保険者が被保険自動車を運転中に同居の父の所有する自動車に接触した場合、壊れた父の自動車の損害は、保険金の支払い対象とならない。

3.人身傷害補償保険では、被保険者が被保険自動車の事故により死傷し損害を被った場合、過失相殺による減額をせずに、約款の定めに基づいて計算された損害額が保険金の支払い対象となる。

4.車両保険では、特約を付帯しなくても、被保険自動車が地震・噴火またはこれらによる津波により損害を被った場合、保険金の支払い対象となる。

【答え】

1. 適切

対人賠償責任保険では、自動車事故により他者を死傷されるなどの対人事故を対象に、自賠責保険の支払額を超える部分の金額が支払われます。

2. 適切

対物賠償保険では、自動車事故により第三者の財物に損害を与えた場合を対象としており、被害者が被保険者、被保険者の配偶者、親、子の場合には対象外です。

3. 適切

人身傷害補償保険では、被保険者は事故により死傷した場合には、過失相殺による減額などは行わず、過失の有無を問わずに実際の損害額が支払われます。

4. 不適切

車両保険では、偶然の事故による損害を補償するものですが、地震、噴火、それらによる津波の損害は対象外です。

従って、答えは『4』です。

問題 17

契約者(=保険料負担者)を法人とする損害保険契約の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.すべての従業員を被保険者とする普通傷害保険の月払保険料は、支払った保険料の全額を損金に算入する。
- 2.法人が所有する業務用自動車に事故で全損したことにより受け取った自動車保険の車両保険金で同一年度内に代替の車両を取得した場合、所定の要件に基づき圧縮記帳が認められる。
- 3.業務中の事故で従業員が死亡し、普通傷害保険の死亡保険金を従業員の遺族が保険会社から受け取った場合、法人は死亡保険金相当額を死亡退職金として損金に算入する。
- 4.積立火災保険の満期返戻金と契約者配当金を法人が受け取った場合、受け取った全額を益金に算入し、それまで資産計上していた積立保険料の累計額を損金に算入する。

【答え】

1. 適切

普通傷害保険の税務処理として、全ての従業員を被保険者とした場合の月払い保険料は、その全額を損金算入とします。

2. 適切

法人が有する固定資産の損失、損壊があった場合、その3年以内に保険金や損害賠償金の支払いを受け、代替えとする同一種類の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳は認められます。

3. 不適切

従業員が業務中に死亡し、その遺族が普通傷害保険の保険金を受け取った場合には、法人は保険金を受け取らない為、経理処理は不要です。遺族はみなし財産として、相続税の課税対象です。

4. 適切

積立火災保険ということで、貯蓄性のある保険商品の場合には、これまでに払い込んだ保険料は積立保険料として資産計上となります。

法人が満期返戻金や、契約者配当金を受け取った場合には、受け取った全額を「雑収入」として益金へ算入し、資産計上していた積立保険料の累計額は損金算入となります。

従って、答えは『3』です。

問題 18

第三分野の保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.医療保険(更新型)は、所定の年齢の範囲内であれば、保険期間中に入院給付金を受け取っていても、契約を更新できる。
- 2.ガン保険は、保障開始後は入院給付金の支払日数には限度がないが、手術給付金の支払回数には限度がある。
- 3.介護保障保険は、寝たきりや認知症によって所定の要介護状態となりその状態が一定期間継続した場合のほか、公的介護保険の要介護認定に連動して一時金や年金が支払われるものがある。
- 4.所得補償保険では、ケガや病気によって就業不能となった場合、入院中だけでなく医師の指示による自宅療養中も補償の対象となる。

【答え】

1. 適切

更新型の医療保険では、保険期間中に既に入院給付金を受け取った場合でも、契約の更新は可能です。

2. 不適切

がんでは、病気の特徴として再発、転移などがあるため、手術給付金について支払い日数や支払い回数に上限はありません。

3. 適切

介護保障保険では、要介護状態の認定を受けた場合に、介護一時金、もしくは、介護年金として受け取りが可能です。

公的介護保険とも連動して支払われるものもあります。

4. 適切

所得保障保険では、病気や怪我などで働くことができなくなった場合に保険金が支払われるもので、医師の指示による自宅療養中でも補償対象です。

従って、答えは『2』です。

問題 19

損害保険を活用した家庭のリスク管理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 子が自転車を運転中の事故により他人にケガをさせて法律上の損害賠償責任を負うリスクに備え、家族傷害保険に個人賠償責任補償特約を付帯して契約した。
2. 国内旅行中の飲食による細菌性食中毒で入院や通院をするリスクに備え、国内旅行傷害保険を契約した。
3. 勤めている会社が倒産することにより、失業して所得を失うリスクに備えて、所得補償保険を契約した。
4. 海岸近くに自宅を新築したので、地震による津波で自宅が損壊するリスクに備えて、火災保険に地震保険を付帯して契約した。

【答え】

1. 適切

家族傷害保険では、普通傷害保険(国内外を問わず、日常生活での傷害を補償する)の補償範囲を本人、配偶者、子、生計を一にする別居の未婚の子、まで対象としたものですので、子供の事故に備えるものとして適切です。

2. 適切

国内旅行傷害保険では、旅行中の飲食が原因となる細菌性食中毒は補償対象です。

3. 不適切

所得保障保険では、病気や怪我などで働くことができなくなった場合に保険金が支払われるもので、失業したことで適用はされません。失業中の生活に備えるものは失業保険です。

4. 適切

地震保険では、地震、噴火、またはそれらによる津波による損害が補償対象です。
また、地震保険は単独での加入はできず、火災保険に付帯しての加入となります。

従って、答えは『3』です。

問題 20

法人に対する生命保険等を活用した福利厚生等に係る一般的なアドバイスに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.「役員の死亡退職金や退任時の退職慰労金の原資を準備したい」という顧客に対して、遡増定期保険の活用をアドバイスした。
- 2.「従業員の休業時に休業補償規程に基づき支給する休業補償給付の原資を準備したい」という顧客に対して、団体就業不能保障保険の活用をアドバイスした。
- 3.「従業員の自助努力による財産形成を支援したい」という顧客に対して、財産形成貯蓄積立保険の活用をアドバイスした。
- 4.「従業員の弔慰金や死亡退職金の原資を準備したい」という顧客に対して、団体定期保険(Bグループ保険)の活用をアドバイスした。

【答え】

1. 適切

逦増定期保険とは、契約後、保険満了までの一定期間ごとに増加するタイプの保険で、掛け捨てタイプですが、解約返戻率が契約後の早い段階で高率になることから、役員の死亡退職金や退任時の退職慰労金の原資として適切です。

2. 適切

団体就業不能保障保険では、企業の役員や従業員が就業不能となった場合に、一定期間、一定金額を支給する保険で、従業員の休業時に支給する休業補償として適切です。

3. 適切

財産形成貯蓄積立保険では、従業員本人の給与から保険料が自動的に天引きされますので、自助努力による貯蓄が可能です。

。

4. 不適切

団体定期保険(Bグループ保険)では、1年更新の定期保険で、加入者となる従業員は任意加入となり、解約返戻金もないことから、従業員の弔意金や死亡退職金には不適切です。

死亡退職金の準備としては、従業員を被保険者とし、保険金受取人をその遺族をするAグループ保険が適切です。

従業員全員を一括加入とし、業務上、業務外を問わず、死亡保険金を受け取れます。

従って、答えは『4』です。

問題 21

銀行等の金融機関で取り扱う預金商品に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.スーパー定期は、市場金利を基準として、各金融機関が預金金利を設定する商品である。
- 2.オプション取引などのデリバティブを組み込んだ仕組預金は、一般に、預金者の判断によって満期日を延長できる。
- 3.貯蓄預金は、公共料金などの自動支払口座や、給与や年金などの自動受取口座として利用することができる。
- 4.決済用預金は、決済用預金以外の預貯金の預入残高および利息の額にかかわらず、1金融機関につき預金者1人当たり元本1,000万円およびその破綻日までの利息の額までに限り預金保険制度により保護される。

【答え】

1. 適切

スーパー定期預金では、各金融機関がそれぞれ、市場金利を基準にして預金金利を設定しています。

2. 不適切

仕組預金は、デリバティブ(金融派生商品)を使って、銀行に有利な特約をつける代わりに、好金利な特約付き定期預金のことです。

仕組預金では金融機関が満期日を設定しているため、預金者の判断では延長は出来ません。

3. 不適切

貯蓄預金では、ある基準残高以上の預金があれば、普通預金よりも高金利となる預金で、貯蓄預金では公共料金などの自動支払い口座や給与や自動受け取り口座としての利用は出来ません。

4. 不適切

決済用預金(当座預金、利息のない普通預金など)では、預金保護制度として全額保護となっています。

決済用預金以外の預金(利息ありの普通預金、定期預金など)については、1金融機関につき預金者1人当たり元本1,000万円までと、その元本にかかる利息が保護対象です。

従って、答えは『1』です。

問題 22

上場投資信託(ETF)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.東京証券取引所に上場されているETFには、日本株のほか、外国株やREIT(不動産投資信託)などの指標に連動する銘柄もある。

2.証券取引所を通じて行うETFの取引では、成行注文や指値注文はできるが、信用取引を行うことはできない。

3.通常の場合、上場株式の売買と同様に、購入時と売却時それぞれに手数料が必要である。

4.分配金を受け取るためには、ETFの決算日(権利確定日)において所有者になっている必要がある。

【答え】

1. 適切

ETFとは日経平均株価や、TOPIXといった株式指数に連動するように運用される投資信託の他にも金や原油、農産物、プラチナなどといった指標に連動する銘柄もあります。

2. 不適切

ETFの投資方法は株式と同様で、成行注文や指値注文、信用取引も可能です。

3. 適切

ETFの購入、売却に関しても、株式の取引と同様ですので、証券会社が定める委託手数料がかかります。

4. 適切

ETFの分配金の受け取りでは、決済日が権利確定日となり、権利確定日にETFの所有者でなければ、分配金は受け取れません。

従って、答えは『2』です。

問題 23

固定利付債券(個人向け国債を除く)の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.市場金利の上昇は債券価格の上昇要因となり、市場金利の低下は債券価格の下落要因となる。
- 2.国内景気が好況期で国内物価が継続的に上昇傾向にある局面では、債券価格は上昇する傾向がある。
- 3.債券を償還日の直前に売却した場合、売却価格が額面価格を下回ることはない。
- 4.債券の発行体の財務状況の悪化や経営不振などにより、償還や利払い等が履行されない可能性が高まると、当該債券の市場価格は下落する傾向がある。

【答え】

1. 不適切

債券と市場金利の関係では、双方は逆の動きとなります。

金利が上昇すると、変動利付債券(金利が変動する債券)の方が人気となり、固定利付債券は不人気となり、価格は下落します。

金利が下落すると、変動利付債券は不人気となり、固定利付債券は人気となり、価格は上昇します。

2. 不適切

国内の景気が良いと、消費需要が増加し物価が上昇します。さらに企業の資金需要が増加し、市場金利が上昇します。

市場金利が上昇すると債券価格は下がります。

3. 不適切

債券価格は、市場の金利変動により常に変化しています。

そのため、償還日前に売却した場合には時価(その時々の価格)で売却することになり、債券価格が額面価格よりも下回る場合もあります。

4. 適切

債券の発行体の経営不振などにより、利払いや償還金の不履行の可能性が高まると、当該債券の市場価格は下落する傾向にあります。

従って、答えは『4』です。

問題 24

株式市場の各種指標に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所市場第一部と市場第二部に上場している内国普通株式全銘柄を対象として算出される。
2. 日経平均株価は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象として算出される。
3. 東証マザーズ指数は、東京証券取引所のマザーズとJASDAQに上場している内国普通株式全銘柄を対象として算出される。
4. JPX日経インデックス400は、東京証券取引所の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQを主たる市場とする普通株式の中から、ROEや営業利益等の指標等により選定された400銘柄を対象として算出される。

【答え】

1. 不適切

東証株価指数(TOPIX)での対象銘柄は、東証一部上場の内国普通株式の全銘柄です。東証二部は対象外です。

2. 不適切

日経平均株価の対象銘柄は、東京証券取引所第一部に上場している、代表的な225銘柄を対象としています。

3. 不適切

東証マザーズ指数の対象銘柄はマザーズ上場の全銘柄です。
JASDAQ(ジャスダック)に上場している銘柄は対象外です。
ジャスダック指数は、JASDAQ上場の全銘柄が対象です。

4. 適切

JPX日経インデックス400では東証の市場1部、市場2部、マザーズ、JASDAQを主市場とした内国普通株式の全銘柄を対象とし、自己資本利率(ROE)、営業利益、時価総額の3つの指標をもとに、投資家に魅力的な400銘柄を算出しています。

従って、答えは『4』です。

問題 25

株式の投資指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.PERは、株価が1株当たり当期純利益の何倍であるかを示す投資指標である。
- 2.PBRは、株価が1株当たり純資産の何倍であるかを示す投資指標であり、これが1倍を下回ると、理論上、株価は解散価値を下回っていることを示す。
- 3.ROEは、自己資本に対する当期純利益の割合を示す投資指標であり、これが低いほど、会社が自己資本を活用して効率よく利益を上げていることを示す。
- 4.配当性向は、当期純利益に対する年間配当金の割合を示す投資指標であり、これが高いほど、株主への利益の還元率が高いことを示す。

【答え】

1. 適切

PER(株価収益率)は、**株価が1株あたりの当期純利益の何倍かを示す指標**です。

・計算式

$PER = \text{株価} \div \text{1株あたり純利益(EPS)}$

2. 適切

PBR(株価純資産倍率)は、**株価が1株あたりの純資産の何倍かを示す指標**です。

1倍を下回った場合には、理論上、株価が解散価値(企業が資産総額から負債総額を差し引いた株式資本(純資産)のこと)を下回っていることになります。

・計算式

$PBR = \text{株価} \div \text{1株あたり純資産(BPS)}$

3. 不適切

ROE(自己資本利益率)は、**自己資本(純資産)を使い、どの程度の利益を上げられたかを見る指標**で、**数値が高いほど収益性は高いと判断**できます。

・計算式

$ROE = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$

4. 適切

配当性向は、**純利益に対しての配当金の割合を算出**でき、**この数値が高い銘柄ほど、株主に対する利益還元の割合が高いと判断**できます。

従って、答えは『3』です。

問題 26

個人(居住者)が国内の金融機関等を通じて行う外貨建て金融商品の取引等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国外の証券取引所に上場している外国株式を、国内店頭取引により売買する場合には、外国証券取引口座を開設する必要がない。
2. 外貨建て金融商品の取引にかかる為替手数料の料率は、どの取扱金融機関も同じであり、外国通貨の種類ごとに一律で決められている。
3. 米ドル建て債券を保有している場合、為替レートが円高・米ドル安に変動することは、当該債券に係る円換算の投資利回りの下落要因となる。
4. 外国為替証拠金取引では、証拠金にあらかじめ決められた倍率を掛けた金額まで売買できるが、倍率の上限は各取扱業者が決めており、法令による上限の定めはない。

【答え】

1. 不適切

国内店頭取引から、国外証券取引所の上場外国株を購入する際には、**外国証券取引所口座の開設が必要**です。

2. 不適切

為替手数料の**料率は通貨の種類や金融機関ごとに異なります**。

3. 適切

米ドル建て債券を保有している場合、**円高・米ドル安に変動すると、米ドル建て債券の日本円の価値が減少するため、円換算の投資利回りは下落**します。

逆に、円安・米ドル高に変動した場合、円換算の投資利回りは上昇します。

4. 不適切

外国為替証拠金取引では証拠金について、**法令により倍率は25倍までと定められています**。

従って、答えは『3』です。

問題 27

オプション取引に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.コール・オプションの買い手は、「原資産を買う権利」を取得し、その対価であるプレミアム(オプション料)を売り手に支払う。
- 2.プット・オプションの売り手は、「原資産を売る権利」を取得し、その対価であるプレミアム(オプション料)を買い手に支払う。
- 3.コール・オプション、プット・オプションともに、買い手は権利を放棄することもでき、買い手の最大損失はプレミアム(オプション料)に限定される。
- 4.上場オプションの取引においては、コール・オプション、プット・オプションともに、売り手が自主的に行えるのは買戻しであり、売り手はプレミアム(オプション料)が最大利益となる。

【答え】

1. 適切

オプション取引では、将来のある一定期日に、一定の価格で取引する権利のことで、買う権利をコール・オプション、売る権利をプット・オプションといます。

権利を手に入れるために、買う側は売る側へ、購入代金(対価)としてプレミアムを支払います。

また、買い手の損失は、支払ったプレミアムに限定されます。

2. 不適切

オプション取引では、買い手側は売り手側にオプション料(プレミアム)を支払いますが、売り手側からの支払いはありません。

3. 適切

オプション取引において、買い手の損失は、支払ったプレミアムに限定されますが、売り手の損失は無限大となる可能性が生じます。

4. 適切

売り手の利益は、受け取ったプレミアムが最大利益となります。

従って、答えは『2』です。

問題 28

ポートフォリオ理論等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.ポートフォリオの期待収益率は、ポートフォリオに組み入れた各資産の期待収益率を組入比率で加重平均した値となる。
- 2.シャープレシオは、「ポートフォリオ全体のリスク(標準偏差)」を「ポートフォリオ全体の収益率 から無リスク資産収益率を減じたもの」で除すことにより求められる。
- 3.株式のポートフォリオにおいて、組入れ銘柄数を増やすことにより、システマティック・リスクを低減することができる。
- 4.異なる2資産からなるポートフォリオにおいて、2資産間の相関係数が-1となる場合、ポートフォリオを組成することによる分散投資の効果(リスクの低減)は得られない。

【答え】

1. 適切

ポートフォリオの期待収益率の計算は、各資産の期待収益率×組入比率の合計となり、加重平均(各資産に投資して得られる期待収益率の平均した値)により算出されます。

2. 不適切

シャープレシオの計算式は、

シャープレシオ=(ポートフォリオ収益率-無リスク資産収益率)÷標準偏差

問題文は、逆の説明となります。

「ポートフォリオ全体の収益率から無リスク資産収益率を減じたもの」を「ポートフォリオ全体のリスク(標準偏差)」で除すことにより求められる。

3. 不適切

システムティック・リスクとは、海外の資本市場の動向や、政府要人の発言、全国的な天候、災害などの避けようのないリスクであり、組入銘柄数を増やしても、そのリスクは低減しません。

逆にアンシステムティック・リスクではポートフォリオの組入銘柄数を増やすことで、個々の企業のリスクによるポートフォリオ全体への影響は低減できます。

4. 不適切

ポートフォリオ理論では分散投資は、異なる値動きをする資産や、銘柄を組み合わせることで効果を得られます。

従って、2資産間の相関係数が-1の場合には双方が異なる動きとなりますので、分散投資の効果は最大となります。

従って、答えは『1』です。

問題 29

ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、ジュニアNISAにより投資収益が非課税となる口座をジュニアNISA口座という。

- 1.ジュニアNISA口座の年間投資上限金額は、80万円である。
- 2.ジュニアNISA口座では、その年の非課税枠の未使用分については、翌年以降に繰り越すことができる。
- 3.ジュニアNISA口座で保有する上場株式の配当金を非課税扱いにするためには、配当金の受取方法として株式数比例配分方式を選択しなければならない。
- 4.ジュニアNISA口座では、口座開設者が3月31日において18歳である年の前年12月31日まで、払出し制限がある。

【答え】

1. 適切

ジュニアNISAでは年間80万円までが投資上限金額となっています。

名称	年間投資上限	非課税期間	対象年齢
NISA	120万円	5年	20歳以上
ジュニアNISA	80万円	5年	0～19歳
つみたてNISA	40万円	20年	20歳以上

2. 不適切

NISA(ジュニアNISA、つみたてNISAを含む)において、非課税枠の未使用分の繰り越しは**出来ません**。

3. 適切

NISA口座において、株式の配当金を**非課税扱いで受け取るためには証券口座へ入金してもらう、株式数比例配分方式を選択する必要があります**。(銀行口座や郵便局等での換金は出来ません。)

4. 適切

ジュニアNISAの払い出しの制限として、口座開設者が**3月31日において18歳である年の前年12月31日まで制限**されます。

制限期間中の払い出しの場合には、過去の利益に対して譲渡益や配当金も課税対象となります。

従って、答えは『2』です。

問題 30

金融商品の取引に係る各種法令に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を犯罪収益移転防止法といい、「金融商品の販売等に関する法律」を金融商品販売法という。

- 1.金融商品取引法では、有価証券デリバティブ取引のほかに、通貨・金利スワップ取引も規制の対象とされている。
- 2.犯罪収益移転防止法において、銀行等の特定事業者は、顧客と預金契約等の特定取引を行う際、顧客が代理人を通じて取引する場合には、顧客および代理人双方の本人確認が義務付けられている。
- 3.消費者契約法では、銀行等の事業者が重要事項について消費者の不利益となる事実を告げようとしたにもかかわらず、消費者がそれを拒み、契約の申込みをした場合、消費者は不利益事実の不告知を理由としてその契約を取り消すことができない。
- 4.金融商品販売法では、国内商品先物取引は適用の対象となる。

【答え】

1. 適切

金融商品取引法での規制の対象となる金融商品には、有価証券、デリバティブ取引のほか、通貨・金利スワップ取引、投資信託や外国為替証拠金取引なども規制対象です。

2. 適切

犯罪収益移転防止法は、特定取引には本人確認を義務付けています。顧客が代理人を通じて取引する場合には、顧客と代理人双方の本人確認も義務付けられています。

※特定取引とは、預貯金契約の締結や200万円を超える大口取引等のことを指します。

3. 適切

消費者契約法では、事業者が重要事項について消費者に不利益事実を故意に説明せずに、消費者を誤認・困惑して契約した場合、消費者はその契約を取り消すことができます。

本問の場合、事業者が消費者に不利益事実を説明しようとしたが、消費者自身が説明を拒絶し、自ら不利益となる事実を告げようとすることを拒んだ場合は、不利益事実の不告知として、契約を取り消すことはできません。

4. 不適切

金融商品販売法では、国内商品先物取引は対象外です。他にゴルフ会員権なども対象外です。

従って、答えは『4』です。

問題 31

所得税の仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所得税は、原則として、個人が1月1日から12月31日までに得た所得に対して課される。
2. 課税総所得金額に対する所得税の税率は、課税総所得金額が大きくなるにつれて税率が高くなる超過累進税率である。
3. 所得税は、納税者が申告をした後に、税務署長が所得や納付すべき税額を決定する賦課課税方式を採用している。
4. 所得税における青色申告制度では、納税者に記帳義務および帳簿書類保存の義務が課されている。

【答え】

1. 適切

所得税とは、**個人が1月1日から12月31日までの1年間に得た所得**に対して課税されます。

2. 適切

課税総所得金額に対する所得税の税率では、**超過累進課税率**が適用され、所得金額を7つに区分し、それぞれの区分で**所得に応じて5%～45%の税率**によって計算されます。

3. 不適切

所得税では、**納税者が税額を自分で計算し、申告する申告分離課税**。**賦課課税方式**では、**国や地方公共団体が税額を計算**するもので、住民税や固定資産税などが対象です。

4. 適切

青色申告では、**納税者の帳簿保存、記帳義務として7年間の保存義務**があります。

従って、答えは『3』です。

問題 32

所得税における各種所得の金額の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.勤続年数が20年を超える者が受け取る退職手当等に係る退職所得の金額の計算上、退職手当等の収入金額から控除する退職所得控除額は、70万円にその勤続年数を乗じた金額となる。
- 2.不動産所得の基因となっていた建物の賃借人の立退きに要した立退き料は、原則として、その支出した日の属する年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入する。
- 3.譲渡した土地の取得費が譲渡収入金額の5%相当額を下回る場合、譲渡収入金額の5%相当額をその土地の取得費とすることができる。
- 4.公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額である。

【答え】

1. 不適切

退職所得控除の計算式は、勤続年数が20年以上か、以下かによって計算式は変わります。

20年以下

40万円×勤続年数

20年以上

800万円(40万×20年)+70万×(勤続年数-20年)

2. 適切

建物の賃借人の立退きに要した立退き料は、その年分の不動産所得の必要経費に算入出来ます。

不動産所得の必要経費としては他に、固定資産税や青色専従者に対する給与、賃貸不動産にかかる借入金の利子なども算入可能です。

3. 適切

譲渡所得では、土地の取得費が収入金額の5%に満たない場合や、取得費が不明な場合には、収入金額の5%を取得費(概算取得費)とすることが可能です。

4. 適切

公的年金等の雑所得では、公的年金収入-公的年金等控除額となっており、65歳未満、もしくは65歳以上かで、その所得金額に応じて公的年金等控除額が決まります。

従って、答えは『1』です。

問題 33

Aさんの平成29年分の所得の金額が下記のとおりであった場合の所得税における総所得金額として、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

不動産所得の金額	500万円
事業所得の金額(総合課税に係るもの)	▲150万円
雑所得の金額	▲20万円
一時所得の金額	50万円

1. 355万円
2. 375万円
3. 380万円
4. 400万円

【答え】

総所得金額、損益通算の問題です。

総所得金額の求め方は、総合課税の所得を合計し、損益通算することで求められます。

総合課税では以下の所得を計算し、合算します。

総合 課税	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得(土地・建物・株式は除く)、一時所得、雑所得
----------	--

なお、一時所得については総所得金額を算出する際、所得金額の全額ではなく、1/2を他の所得と合算します。

一時所得 50万÷1/2

損益通算では、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得が対象となります。ただし、**以下は含まない**。

【不動産所得】土地を所得するための借入金の利子は

【譲渡所得】

・生活に通常必要のない資産(ゴルフ会員権、別荘など)

・土地・建物等の譲渡損失

(※一定の居住用財産の譲渡損失では要件を満たせば可能)

・株式等の譲渡

(※一部損益通算可能)

以上より、損失として、事業所得の損失は損益通算が可能ですが、雑所得は損益通算の対象外です。

$$500\text{万円} - 150\text{万円} + 0\text{円} + 50\text{万円} \times 1/2 = 375\text{万円}$$

従って、答えは『2』です。

問題 34

所得税の所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.医療費控除の対象となる医療費の金額は、原則としてその年中に実際に支払った金額が対象となり、年末の時点で未払いの金額はその年分の医療費控除の対象にはならない。
- 2.納税者が生計を一にする配偶者の負担すべき国民年金保険料を支払った場合、その支払った金額は納税者の社会保険料控除の対象となる。
- 3.納税者の配偶者が事業専従者として給与を受けている場合には、配偶者の合計所得金額が38万円以下であっても、納税者は配偶者控除の適用を受けることができない。
- 4.納税者が障害者である親族を扶養している場合でも、納税者自身が障害者でなければ障害者控除の適用を受けることができない。

【答え】

1. 適切

医療費控除では、原則として、その年中に支払った医療費の金額が対象となります。年末の時点での未払い金額については、対象外です。

2. 適切

社会保険料控除では、納税者本人が、納税者本人、または本人と生計を一にする配偶者、そのほかの親族に係る社会保険料を支払った場合に、その負担金額の全額が社会保険料控除の控除額となります。

3. 適切

納税者の配偶者が事業専従者として給与を受けている場合には、納税者である事業主より、「青色事業専従者給与」として給与を経費として落とすことが出来るようになり、その代わりに、配偶者の所得金額は関係なく、納税者は配偶者控除や扶養控除の適用を受けることができない。

4. 不適切

障害者控除を受ける場合、納税者本人、同一生計の配偶者、または扶養親族の中で所得税法上の障害者に当てはまる人がいた場合には、納税者が障害者でなくても、障害者控除の適用を受けられます。

従って、答えは『4』です。

問題 35

所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.住宅ローン控除の適用を受けるためには、その対象となる家屋を取得した日から3ヵ月以内に自己の居住の用に供さなければならない。
- 2.住宅ローン控除の適用を受けようとする者のその年分の合計所得金額は、2,000万円以下でなければならない。
- 3.住宅ローン控除の適用を受けていた者が、住宅ローンの一部繰上げ返済を行い、借入金の償還期間が当初の借入れの日から10年未満となった場合であっても、残りの控除期間について、住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- 4.中古住宅を取得した場合であっても、取得した日以前一定期間内に建築されたものや、一定の耐震基準に適合するものであれば、住宅ローン控除の適用の対象となる。

【答え】

1. 不適切

住宅ローン控除の適用要件として、住居を所得した日から、**6ヶ月以内**に居住を開始し、適用を受ける年の12月31日まで、引き続き居住することで適用対象となります。

2. 不適切

住宅ローン控除では、控除を受ける年の年間の合計所得が**3,000万円以下**であれば適用対象です。

3. 不適切

住宅ローンでは**返済期間が10年以上**の場合に控除**適用の対象**ですので、繰上げ返済によって、返済期間が10年未満となってしまった場合には控除は適用対象外となります。

4. 適切

住宅ローンの控除として、中古住宅を取得した場合には、**一定の耐震基準に適合するもの、所得日以前20年以内(耐震建築物では25年以内)に建築**されたものであれば、控除の対象となります。

従って、答えは『4』です。

問題 36

所得税の申告手続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 確定申告を要する者は、原則として、所得が生じた年の翌年の2月16日から3月15日までの間に納税地の所轄税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。
2. 不動産所得、事業所得または雑所得を生ずべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、青色申告書を提出することができる。
3. 前年からすでに業務を行っている者が、その年分から新たに青色申告の適用を受けようとする場合には、原則として、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
4. 年間の給与収入の金額が2,000万円を超える給与所得者は、年末調整の対象とならないため、確定申告を行わなければならない。

【答え】

1. 適切

確定申告の申告期限では、所得が生じた翌年の2月16日から3月15日までの間に、所得が生じた年の1月1日から12月31日までに生じた所得の所得税額を計算した上で、納税地の所轄税務署長に対して確定申告書を提出します。

2. 不適切

青色申告の適用を受けられる所得は、不動産所得、事業所得、山林所得となっており、雑所得では適用を受けられません。

3. 適切

青色申告の際には、所得が生じた翌年の3月15日までに申告を行います。

また、その年の1月16日以降に新たに業務を開始した人が、青色申告を行う際には、その業務を開始した日から2ヶ月以内に納税地の所轄税務署長へ、青色申告承認申請書を提出しなければいけません。

4. 適切

給与収入が年間で2,000万円以上の給与所得者の場合、確定申告が必要
です。

2,000万円以下であれば給与の支払い者が行う年末調整により所得税が確定し、納税も完了となるため、確定申告は不要です。

従って、答えは『2』です。

問題 37

株式会社X(以下「X社」という)に関する下記〈X社のデータ〉に基づき算出される法人税の計算

における交際費等の損金算入額として、最も適切なものはどれか。なお、X社が支出した交際費等はすべて接待飲食費であり、X社の役員・従業員等に対する接待等のために支出した飲食費や参加者1人当たり5,000円以下の飲食費は含まれていないものとする。また、当期の所得金額が最も少なくなるように計算すること。

〈X社のデータ〉

事業年度:平成29年4月1日～平成30年3月31日

期末資本金の額:5,000万円(株主はすべて個人)

交際費等の支出金額:1,000万円

1. 200万円
2. 500万円
3. 800万円
4. 1,000万円

【答え】

交際費の損益算入限度額は、法人の資本金により変わります。

資本金1億円以上の法人：年間交際費支出額のうち、飲食支出額50%

資本金1億円以下の法人：年間交際費支出額のうち、飲食支出額50%、または、年間交際費支出額のうち800万円以下の全額。

問題では、資本金5,000万円で、交際費は1,000万円ですので、50%では500万円で800万円の方が多く損金算入できます。

従って、答えは『3』です。

問題 38

消費税の課税事業者が国内において事業として行った次の取引のうち、消費税の非課税取引とされないものはどれか。

1. 更地である土地の譲渡
2. 事業の用に供している家屋の譲渡
3. 居住の用に供する家屋の1ヵ月以上の貸付け
4. 有価証券の譲渡

【答え】

課税取引となるもの	・国内での取引 ・事業者が事業として行う取引 ・報酬を得て行う取引 ・資産の譲渡や貸付、サービスの提供
非課税取引となるもの	・土地の譲渡 ・株式等の譲渡 ・商品券や印紙などの譲渡 ・金銭の貸付で、利子が発生するもの ・住宅(居住用)の貸付 ※1ヶ月未満の貸付は対象外

1. 適切

土地の譲渡は、非課税取引に分類されます。

2. 不適切

居住用の用に供する家屋の場合には非課税取引となりますが、事業用の場合には課税取引となります。

3. 適切

居住用のように供する家屋の場合で、貸付期間が1ヶ月以上ある場合には、非課税取引です。

4. 適切

株式や有価証券の譲渡では、非課税取引となります。

従って、答えは『2』です。

問題 39

役員と会社間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合の賃貸料に相当する金額については、原則として、役員に対して所得税は課されない。
2. 役員が会社に対して無利息で金銭の貸付けを行った場合の利息に相当する金額については、原則として、役員に対して所得税は課されない。
3. 役員が所有する土地を会社は無償で譲渡した場合には、役員は時価で譲渡したものとして譲渡所得を計算する。
4. 一時金で支払われる役員退職金の損金算入の時期は、原則として、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度となる。

【答え】

1. 不適切

本来であれば賃貸料が発生する社宅(借家)に、**無償で居住**している場合には、その本来発生すべき賃貸料相当額が、**給与所得として課税対象**です。

2. 適切

役員が無利息で、金銭の貸付を会社へ行った場合には、無利息ということで、**営利目的とみなされません**ので、利息に対しての**課税はありません**。

3. 適切

会社が、役員の土地を無償にて受贈した場合には、その土地を**時価で譲渡したもの**とし、時価と売買価額の差額を**受贈益**として**益金算入**します。役員は**時価の1/2未満で譲渡した場合**には、時価で譲渡したものとして譲渡所得を計算しますので、無償の場合でも、時価で譲渡したものとして、**譲渡所得で計算**となります。

※役員が**時価の1/2以上で譲渡の場合**には、実際の**売買価額で譲渡所得を計算**。

4. 適切

一時金で支払われる役員退職金の損金算入の時期は、原則として、**株主総会の決議により、退職金額が具体的に確定した日の属する事業年度**となっており、**適正な額であれば全額を損金算入可能**です。

従って、答えは『1』です。

問題 40

決算書に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.貸借対照表の資産の部の合計額と負債の部の合計額は、必ず一致する。
- 2.貸借対照表の純資産の部の合計額は、マイナスになることはない。
- 3.損益計算書の営業利益の額は、売上総利益の額から販売費及び一般管理費の合計額を差し引いて算出する。
- 4.損益計算書の税引前当期純利益の額は、経常利益の額に営業外損益の額を加減算して算出する。

【答え】

1. 不適切

貸借対照表では負債と純資産の合計額が、資産の合計額と一致します。

(借方)

(貸方)

資産 流動資産 固定資産	負債 流動負債 固定負債
	純資産

※左右の金額は一致する(等式)。

2. 不適切

負債の部の合計額が資産の部よりも大きくなった場合には、債務超過となり、純資産はマイナスとなります。

3. 適切

損益計算書より、営業利益とは、売上総利益から販売費及び、一般管理費を減じたものです。

4. 不適切

税引前当期純利益の求め方は、経常利益の額より、特別利益、特別損失を反映させたものです。

営業外損失は経常利益も算出する際に、営業利益に加減算します。

従って、答えは『3』です。

問題 41

不動産の登記に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 不動産の登記記録は、当該不動産の所有者の住所地である市町村および特別区の役所や役場に備えられている。
2. 不動産の売買契約を締結した当事者は、当該契約締結後3ヵ月以内に、所有権移転の登記をすることが義務付けられている。
3. 不動産の登記事項証明書の交付を請求することができるのは、当該不動産に利害関係を有する者に限られる。
4. 不動産の登記記録を信じて土地を取得した者は、その登記記録の権利関係が真実と異なっていたときには、原則として、その土地に対する権利は法的に保護されない。

【答え】

1. 不適切

不動産の登記記録は、土地、建物毎に管轄が決まっており、各土地、建物の所在地の登記所(法務局、支局、出張所)で確認・交付が可能です。

2. 不適切

不動産の所有権移転の登記は任意となっているため、締結後いつまでという期限はありません。

3. 不適切

不動産の登記事項証明書の交付の請求は、所定の手数料を支払うことで、郵便やインターネットから誰でも交付可能です。

4. 適切

不動産の登記記録には公信力が無いため、登記記録を信じて取得し、実際に登記記録の権利関係が異なるものだったとしても、法的に保護されません。

従って、答えは『4』です。

問題 42

不動産鑑定評価基準における不動産の価格を求める鑑定評価の手法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.不動産の価格を求める鑑定評価の基本的な手法は、原価法、取引事例比較法および収益還元法に大別される。
- 2.原価法は、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、この再調達原価について減価修正を行って対象不動産の価格を求める手法である。
- 3.取引事例比較法は、多数の取引事例を収集して、適切な事例を選択し、これらの取引価格に事情補正および時点修正ならびに地域要因の比較および個別的要因の比較を行って求められた価格を比較考量して、対象不動産の価格を求める手法である。
- 4.収益還元法は、実際に賃貸の用に供されていない自用の不動産の価格を求める際には適用することができない。

【答え】

1. 適切

不動産の価格を求める手法として、「取引事例比較法」、「原価法」、「収益還元法」に分類することができます。

【不動産鑑定方法】

取引事例比較法	過去に行った取引を参考に、その取引に修正や補正を加えて価格を求める方法。
原価法	対象不動産の現時点での再調達価格を求め、それに原価修正を行い価格を求める。
収益還元法	対象不動産の将来生み出す純収益を予想し、現在の価格を求める方法。

2. 適切

原価法では、対象不動産の現時点での再調達価格を求め、それに減価修正を行い価格を求める。

3. 適切

取引事例比較法では、過去に行った取引を参考に、その取引に修正や補正を加えて価格を求める方法。

4. 不適切

収益還元法では、対象不動産の将来生み出す純収益を予想し、現在の価格を求める方法として、実際に賃貸の用に供されていなくても、対象不動産の価格を求めることは可能です。

従って、答えは『4』です。

問題 43

不動産の売買契約における民法上の留意点に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1.買主が売主に解約手付を交付した場合、買主が契約の履行に着手する前であれば、売主は、手付金を全額返還することにより契約の解除をすることができる。

2.売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、売主がその瑕疵について善意無過失であるときは、売主は、瑕疵担保責任を負わない。

3.売主の責めに帰すべき事由により、売買契約の目的物である不動産の引渡しに遅滞が生じた場合、買主は、催告をすることなく直ちに契約の解除をすることができる。

4.売買の目的物である建物が、売買契約締結後から引渡しまでの間に、水害等の天災により滅失した場合、売主は買主に対して、売買代金の請求をすることができる。

【答え】

1. 不適切

不動産契約の解約手付金について、買主が売主へ解除を申し出る場合には、**買主は手附金を放棄**すること。

売主側から買主側へ解除を申し出る場合には、**売主は買主に手付金の2倍の金額を渡す**ことで、契約を解除することが出来ます。

2. 不適切

売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、**売主は瑕疵担保責任**を追います。

また、買主は瑕疵を**知った日から1年**以内であれば損害賠償や、契約の解除を売主に申し入れることが可能です。

3. 不適切

買主に債務の履行遅滞が生じた場合に、まず**相当の期間を定めて**、履行の**催告**を行います。

期限内に履行がない場合には**契約の解除が可能**です。

4. 適切

売買契約後、引き渡しまでの間に、天災により滅失した場合には、**買主の危険負担**として、**売主は買主に対して売買代金を請求**することが出来ます。

従って、答えは『4』です。

問題 44

借地借家法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、同法第22 条から第24条の定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。

1. 普通借地権の存続期間満了に伴い、借地権者が借地権設定者に契約の更新を請求したときは、その土地の上に建物が存在しなくても、従前の契約と同一条件で契約を更新したものとみなされる。
2. 普通借地権の当初の存続期間が満了し、更新する場合、当事者間で更新後の存続期間を更新の日から10年と定めたときであっても、更新後の存続期間は更新の日から20年とされる。
3. 事業用定期借地権等の設定を目的とする契約は、公正証書によって締結しなければならない。
4. 事業用定期借地権等においては、建物の用途は事業用に限定されているため、法人の従業員向けの社宅の用に供する建物の所有を目的として設定することができない。

【答え】

1. 不適切

普通借地権の存続期間満了に伴い、借地権者(借主)が借地権設定者(地主)に契約の更新を請求したときは、その土地の上に建物がある場合に限り、契約を更新したものとみなされる。

2. 適切

普通借地権の更新をする際には、最初の更新では期間を20年以上とし、2回目の更新より、10年以上とされています。

	普通借地権
契約の存続期間	30年以上 ・30年未満で定めた場合→30年 ・期間を定めなかった場合→30年
更新	・最初の更新 20年以上 ・2回目以降 10年以上
利用目的	制限なし
契約方法	制限なし (書面でなくてもOK)

3. 適切

事業用定期借地権等の設定を目的とする契約の締結の場合には、公正証書での契約が必要です。

一般定期借地権では、書面であれば締結可能です。

	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし

4. 適切

事業用定期借地権での利用目的として、建物の用途は事業用でなければいけません。

社宅目的では利用はできません。

従って、答えは『1』です。

問題 45

借地借家法の建物の賃貸借に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、同法における定期建物賃貸借契約を定期借家契約といい、それ以外の建物賃貸借契約を普通借家契約という。

1. 期間の定めがある普通借家契約における賃借人から更新しない旨の通知は、賃借人に正当の事由があると認められるときでなければ、することができない。
2. 普通借家契約において、賃借人は、その建物の賃借権の登記がなくても、引渡しを受けていれば、その後その建物について物権を取得した者に対抗することができる。
3. 賃貸借期間が1年以上の定期借家契約の場合、賃貸人は、原則として、期間満了の1年前から6ヵ月前までの間に賃借人に対して契約が終了する旨の通知をしなければ、契約期間満了での終了を賃借人に対抗することができない。
4. 定期借家契約において、賃貸人の承諾を得て賃借人が設置した造作について、賃借人が賃貸人にその買取りを請求しない旨の特約をすることができる。

【答え】

1. 不適切

期間の定めがある普通借家契約において、賃借人から更新しない旨の通知は、賃借人に正当の事由が無い場合でも更新しない旨の通知は有効です。

2. 適切

普通借家契約では賃借人が建物の借地権の登記がなくても、建物の引き渡しを受けていれば、借家権の対抗要件として対抗できます。

3. 適切

定期借家契約の契約期間が1年以上の場合、貸主は期間終了の1年～6ヶ月前の間に期間満了で終了する旨を通知しなければなりません。もし通知をしなければ契約終了を借主に対抗できません。

4. 適切

造作買取請求権では借家契約が終了する際に、借主が貸主の同意を得て、建物に付加したエアコンや畳などの造作を貸主に買い取ってもらうことができます。

ただし、借地借家法では、買取をしない旨の特約をつけることによって、造作買取請求権を排除することができます。

従って、答えは『2』です。

問題 46

都市計画区域および準都市計画区域内における建築基準法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.建築物の敷地は、原則として、建築基準法に規定する道路に、2m以上接していなければならない。

2.建築物の敷地が異なる2つの用途地域にわたる場合の建築物の建ぺい率および容積率は、その敷地の全部について、敷地の過半の属する用途地域の規制が適用される。

3.建築物の敷地が異なる2つの用途地域にわたる場合の建築物の用途は、その建築物の全部について、敷地の過半の属する用途地域の建築物の用途に関する規定が適用される。

4.建築基準法第42条第2項の道路に面している敷地のうち、道路と道路境界線とみなされる線までの間の敷地部分(セットバック部分)は、建ぺい率および容積率を算定する際の敷地面積に算入することができない。

【答え】

1. 適切

建物の敷地は、接道義務として幅員4m以上の道路に2m以上接地していなければなりません。

2. 不適切

用途地域の制限により、敷地が異なる用途地域に渡る場合には、面積の大きい方の用途地域の制限を受けます。

敷地が建ぺい率や、容積率の異なる敷地にまたがっていた場合には、各地域の建ぺい率、容積率を加重平均したものを適用します。

3. 適切

用途地域の制限により、敷地が異なる用途地域に渡る場合には、面積の大きい方の用途地域の制限を受けます。

4. 適切

2項道路は、道路の中心線から2m後退した線が、道路の境界線とみなされます。これをセットバックと言います。

また、道路の向こう側が、崖地・川・線路などの場合は、道路の向こう側から4m下がった線が境界線とみなされます。

セットバックした部分は建物を建てられないので、建ぺい率や容積率を計算する際の敷地面積には算入できません。

従って、答えは『2』です。

問題 47

不動産に係る固定資産税および都市計画税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.土地および家屋の固定資産税は、毎年1月1日における土地および家屋の所有者に対して課される。
- 2.土地および家屋の固定資産税の標準税率は1.4%とされているが、各市町村は条例によってこれと異なる税率を定めることができる。
- 3.地方税法において、固定資産税における小規模住宅用地(住宅用地で住宅1戸当たり200m²以下の部分)の課税標準については、課税標準となるべき価格の6分の1の額とする特例がある。
- 4.都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として市街化調整区域内に所在する土地および家屋の所有者に対して課される。

【答え】

1. 適切

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日に固定資産課税台帳に所有者として登録されている人で、途中で固定資産を売却したとしても、納税の義務があります。

2. 適切

固定資産税率は、地方税法により標準税率として1.4%と定められていますが、対象となる市町村の財政難などの理由から、高めに設定される地域もあります。

3. 適切

住宅用地の課税標準の特例として、小規模住宅用地(200㎡以下の部分)は標準課税×1/6、一般住宅用地(200㎡以上の部分)は課税標準×1/3に軽減する特例です。

4. 不適切

都市計画区域として、「市街化区域」と「市街化調整区域」に分かれており、「市街化区域」とは既に市街地を形成している地域で、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。

「市街化調整区域」とは市街化を抑制する地域のことです。

都市計画税では、市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者に課税されます。

従って、答えは『4』です。

問題 48

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除(以下「3,000万円特別控除」という)と 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(以下「軽減税率の特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.3,000万円特別控除は、居住の用に供さなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに居住用財産を譲渡しなければ適用を受けることができない。

2.3,000万円特別控除は、子に居住用財産を譲渡した場合には適用を受けることができない。

3.軽減税率の特例では、課税長期譲渡所得金額のうち1億円以下の部分の金額について軽減税率が適用される。

4.軽減税率の特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が譲渡した日の属する年の1月1日において10 年を超えていなければ、適用を受けることができない。

【答え】

1. 適切

3,000万円の特別控除の適用要件として、**居住の用に供さなくなった日から3年目の12月31日までに譲渡**することで、控除対象となります。

2. 適切

3,000万円の特別控除では、譲渡した相手が**親族や同族会社などに譲渡した場合は適用できません。**

3. 不適切

軽減税率の特例は、居住用財産の3,000万円の特別控除を適用した後、課税長期譲渡所得金額のうち、**6,000万円以下の部分の金額について軽減税率の適用するものです。**

	所得税	住民税
6,000万円以下の部分	10%	4%
6,000万円超の部分	15%	5%

4. 適切

軽減税率の特例には、譲渡した年の1月1日時点で、所有期間が**10年を超えていることが要件です。**

従って、答えは『3』です。

問題 49

土地の有効活用の手法の一般的な特徴についてまとめた下表の空欄(ア)~(エ)にあてはまる語句に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本人とは有効活用する土地の所有者のことである。

有効活用の手法	土地の所有名義 (有効活用後)	建物の所有名義	本人の建設資金 負担の可否
事業受託方式	本人	(ア)	あり
建設協力金方式	(イ)	本人	なし
等価交換方式	本人、 デベロッパー	本人、 デベロッパー	なし
定期借地権方式	(ウ)	借地人	(エ)

- 1.(ア)の空欄には「デベロッパー」があてはまる。
- 2.(イ)の空欄には「テナント」があてはまる。
- 3.(ウ)の空欄には「借地人」があてはまる。
- 4.(エ)の空欄には「なし」があてはまる。

【答え】

1. 不適切

事業受託方式とは、**土地開発業者**(デベロッパー)に**土地活用を一任**してしまうことです。

建物の所有名義も土地の所有者となります。

2. 不適切

建設協力金方式とは、**予め**入居予定のテナントより、**保証金(建設協力金)**を**預かって**、土地の所有者が建物の建築を行うことです。

建物の所有名義も土地の所有者となります。

3. 不適切

定期借地権方式とは、一定期間に定期借地権を定めて、**他者へ土地を貸す**ことです。

借地期間中の当該土地上の建物の所有名義は借地権者になりますが、土地の所有者は本人です。

4. 適切

定期借地権方式とは、一定期間に定期借地権を定めて、**他者へ土地を貸す**ことです。

本人が建設資金を負担する必要はありません。

従って、答えは『4』です。

問題 50

不動産の投資判断等の手法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.NPV法(正味現在価値法)による投資判断においては、投資不動産から得られる収益の現在価値の合計額が投資額の現在価値の合計額を上回っている場合、その投資は有利であると判定することができる。

2.IRR法(内部収益率法)による投資判断においては、内部収益率が対象不動産に対する投資家の期待収益率を上回っている場合、その投資は有利であると判定することができる。

3.NOI利回り(純利回り)は、対象不動産から得られる年間総収入を総投資額で除して算出される利回りであり、不動産の収益性を測る指標である。

4.借入金併用型投資では、投資の収益率が借入金の金利を上回っている場合には、レバレッジ効果により自己資金に対する投資の収益率の向上が期待できる。

【答え】

1. 適切

NPV法は、資産が将来生み出す収益の現在価値を投資額よりも上回っている場合に、その投資は有利であると判定できます。

2. 適切

IRR法では、内部収益率が投資家の期待収益率を上回っている場合にその投資は有利であると判定できます。

3. 不適切

NOI利回りの計算式は以下の通りです。

$$\text{NOI利回り} = \frac{\text{純利益(年間賃料収入} - \text{諸経費)}}{\text{総投下額}} \times 100$$

問題文では「年間総収入を総投資額で除して算出される」とありますが純利益(年間賃料収入－諸経費)を総投資額で除して算出される利回りです。

4. 適切

借入金併用型投資では対象不動産の収益率が借入利率を上回っている場合にレバレッジ効果が働き、自己資金に対する収益率の向上が期待できます。

レバレッジ効果とは、借入金を活用することで、自己資金に対する投資利回りを上昇させる効果のことです。

投資利益率が借入金の利率を上回っている場合に有効です。

従って、答えは『3』です。

問題 51

贈与に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.書面によってなされた贈与契約において、いまだその履行がなされていない場合には、各当事者がこれを撤回することができる。
- 2.特定の贈与者からの贈与に係る贈与税について相続時精算課税制度の適用を受けた場合、その適用を受けた年以後は、その贈与者からの贈与について暦年課税に変更することはできない。
- 3.死因贈与契約は、贈与者の死亡によってその効力を生じる。
- 4.負担付贈与契約の受贈者がその負担である義務を履行しない場合、贈与者は、相当の期間を定めてその履行の催告をしても履行がないときは、その贈与契約の解除をすることができる。

【答え】

1. 不適切

書面によって贈与契約を締結した場合、**双方での合意**があれば撤回可能ですが、**合意なく撤回はできません**。

また、口頭での契約であれば、各当事者からの撤回は可能です。

2. 適切

【暦年課税】その年の1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の価値を基に課税。財産の合計が110万円の基礎控除額以下の場合には贈与税は非課税

【相続時精算課税】2,500万円までの贈与財産を非課税とし、それ以上の金額には一律で20%で計算

受贈者ごとに、2つの制度から選択が可能で、選択後の変更はできません。

3. 適切

死因贈与では、**生前に贈与者と、受贈者との合意**で、贈与者の死後の贈与契約について交わす契約で、贈与者の死亡によって効力が生じます。

4. 適切

負担付贈与契約では、受贈者に**一定の債務(負担)**を負わせる贈与です。

受贈者が負担を履行しない場合、贈与者は契約を解除できます。

従って、答えは『1』です。

問題 52

贈与税の課税財産に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.扶養義務者から取得した財産のうち、生活費として通常必要と認められるものは、贈与税の課税対象とならない。
- 2.子が、父の所有する土地を無償で借り受け、その土地の上に建物を建築した場合には、父から子へ借地権相当額の贈与があったものとして贈与税の課税対象となる。
- 3.離婚による財産分与として取得した財産は、その価額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額等を考慮して社会通念上相当な範囲内である場合、原則として、贈与税の課税対象とならない。
- 4.個人の債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難になり、その債務の免除を受けた場合、債務免除益のうち債務を弁済することが困難である部分の金額は、贈与税の課税対象とならない。

【答え】

1. 適切

相続税法より、扶養義務者相互間においての生活費、または教育費に当てることを目的とした贈与のうち、通常必要と認められるものは非課税となります。

2. 不適切

親の名義で所有している土地を、無償で子の名義へ変更した場合には、親から子への贈与となるため、贈与税の課税対象ですが、無償で借り受ける場合には使用貸借となり、地代を取らないため、贈与税はかからないため、課税対象外となります。

3. 適切

離婚による財産分与では、離婚した後の生活保障や、夫婦の財産関係の清算のため、給付を受けたものと考えられるため、贈与税の対象ではありません。

4. 適切

個人の債務者が返済能力がなくなり、その債務の免除を受けた場合には、贈与税は免除されます。

従って、答えは『2』です。

問題 53

贈与税の申告と納付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 贈与税の申告書の提出期間は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までである。
2. 贈与税の申告書の提出先は、原則として、受贈者の住所地の所轄税務署長である。
3. 贈与税の納付について認められる延納期間は、最長で10年間である。
4. 贈与税を延納するためには、納付すべき贈与税額が10万円を超えていなければならない。

【答え】

1. 適切

贈与税の申告書の提出期間は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間に、贈与を受けた人の住所を所轄する税務署長へ、提出しなければいけません。

2. 適切

贈与税の申告書の提出期間は、贈与を受けた年の2月1日から3月15日までの間に、贈与を受けた人の住所を所轄する税務署長へ、提出しなければいけません。

3. 不適切

贈与税、その他の税金では、原則として一括納付となっていますが、金額が10万円以上、担保を提供、一括納付が難しいなどの要件を満たすことで、延納として最長5年以内での納付が可能となります。

4. 適切

贈与税の延納要件として、金額が10万円以上、担保を提供、一括納付が難しいなどの要件を満たすことで、延納として最長5年以内での納付が可能となります。

従って、答えは『3』です。

問題 54

法定後見制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法定後見制度には、精神上の障害による本人の判断能力の程度によって、後見、保佐および補助の3種類の類型がある。
2. 後見の開始の審判の申立てができる者は、本人、その配偶者またはその4親等内の親族に限られる。
3. 成年後見人となるためには、弁護士や司法書士など一定の資格を有していなければならない。
4. 成年後見人は、成年被後見人が行ったすべての行為について、取り消すことができる。

【答え】

1. 適切

法定後見制度とは、**判断力の不十分な認知症、知的障害者、精神障害者の方**に対して、本人の権利を法律的に支援する制度で、**後見、保佐、補助**の3種型があります。

2. 不適切

後見の開始の審判の申立てができる者として、**本人、配偶者、4 親等内の親族**、成年後見人、成年後見監督人、未成年後見人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長、検察官であれば、申し立てが可能です。

3. 不適切

成年後見人として、**必要な資格**はありません。

4. 不適切

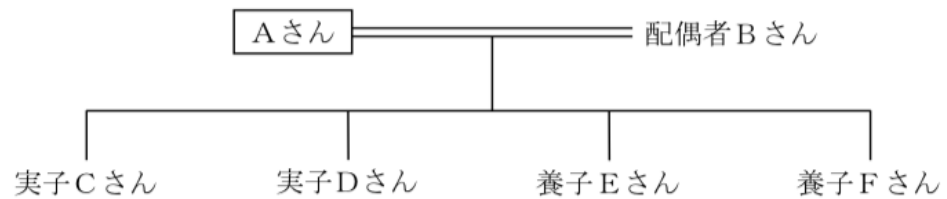
成年後見人には**財産に関する法律行為**については**代理する権限を有しています**。

従って、答えは『1』です。

問題 55

下記<親族関係図>において、Aさんの相続が開始した場合の相続税の計算における「遺産に係る基礎控除額」として、最も適切なものはどれか。
なお、EさんおよびFさんは、AさんおよびBさんの普通養子(特別養子縁組以外の縁組による養子)である。

<親族関係図>



1. 30,000千円
2. 48,000千円
3. 54,000千円
4. 60,000千円

【答え】

遺産に係る基礎控除額は、 $3,000\text{万円} + \text{法定相続人の数} \times 600\text{万円}$ にて算出します。

また、税法では法定相続人の数で、養子を増やす事での相続税の不正を防ぐために、税法の計算過程では、実子がいなかった場合には養子は2人まで、実子がいる場合には、養子は1人までとしています。

問題では配偶者、実子のC、Dさん、養子にはE、Fさんですが、1名とカウントされますので、計4名が法定相続人となります。

従って、 $3,000\text{万円} + 4 \times 600\text{万円} = 5,400\text{万円}$

従って、答えは『3』です。

問題 56

相続税の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.相続人が相続の放棄をした場合、その放棄をした者についても、「法定相続人の数」に含めて、相続税の計算における遺産に係る基礎控除額を計算する。
- 2.相続人となるべき被相続人の子がすでに死亡しているため、その死亡した子を代襲して相続人となった被相続人の孫は、相続税額の2割加算の対象者となる。
- 3.相続開始時の相続人が被相続人の配偶者のみで、その配偶者がすべての遺産を取得した場合、「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受ければ、相続により取得した財産額の多寡にかかわらず、配偶者が納付すべき相続税額は生じない。
- 4.「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けることができる配偶者は、被相続人と法律上の婚姻の届出をした者に限られる。

【答え】

1. 適切

法定相続人では、相続人の中で放棄した人がいても、**放棄がなかったものとして計算**されます。

2. 不適切

相続税額の2割加算では、相続、遺贈などの贈与によって財産を取得した人が、**被相続人の一親等の血族および配偶者以外の人**の場合に、相続税額の2割相当を加算するもので、被相続人の孫は代襲相続により、**一親等の被相続人の代わり**となった為、対象外となります。

3. 適切

配偶者に対する相続税額の軽減では、**1億6,000万円以下**、または**配偶者の法定相続分相当額の場合**には、**相続税がかかりません**。

問題では、配偶者が全ての遺産を取得しており、法定相続分は100%となる為、相続税がかからない。

4. 適切

配偶者に対する相続税額の軽減の適用では**対象を配偶者**としており、内縁の妻では**法律上の婚姻関係が認められません**ので、適用外です。

従って、答えは『2』です。

問題 57

相続税・贈与税の税額を計算する場合の財産の評価に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか

相続税法では、財産評価の原則として、特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈または贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によるとあり、特別の定めのあるものとして、地上権および永小作権、給付事由が発生している(ア)に関する権利、給付事由が発生していない(ア)に関する権利、立木についての評価方法を規定している。相続における「当該財産の取得の時」とは、(イ)が当該財産を取得した時であり、財産評価基本通達における「時価」とは課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、(ウ)取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額である。

- 1.(ア)定期金 (イ)相続人 (ウ)不特定多数の当事者間で自由な
- 2.(ア)生命保険契約 (イ)相続人 (ウ)当事者同士の相対 3.(ア)定期金 (イ)被相続人 (ウ)当事者同士の相対
- 4.(ア)生命保険契約 (イ)被相続人 (ウ)不特定多数の当事者間で自由な

【答え】

相続税、贈与税における財産評価額は、相続人や受贈者が取得した時価で決まります。

特別な定めとして、

- ・地上権および永小作権
 - ・給付事由が発生している定期金に関する権利
 - ・給付事由が発生していない定期金に関する権利
 - ・立木についての評価
- について規定。

相続における「当該財産の取得時」とは、相続人が該当財産を取得した時である。

課税時期において、それぞれの財産の不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に、通常成立すると認められる価額を財産評価基本通達において規定する「時価」とします。

従って、答えは『1』です。

問題 58

宅地および宅地の上に存する権利の相続税における評価に関する次の記述のうち、最も不適切なもの

はどれか。なお、賃貸借関係のある宅地については、いずれも借地権(定期借地権は除く)の目的となっている宅地であるものとする。

1.Aさんが、賃借している宅地の上にAさん名義の家屋を建て、これを自宅として使用している場合、賃借している宅地の上に存する権利は借地権として評価する。

2.Aさんが、所有する宅地をBさんに賃貸し、Bさんがその宅地の上にBさん名義の家屋を建て、これをBさんの個人事業の事務所として使用している場合、所有している宅地は貸宅地として評価する。

3.Aさんが、所有する宅地の上にAさん名義の家屋を建て、これを賃貸している場合、所有している宅地は貸家建付地として評価する。

4.Aさんが、賃借している宅地の上にAさん名義の家屋を建て、これを賃貸している場合、賃借している宅地の上に存する権利は転貸借地権として評価する。

【答え】

1. 適切

借地権とは、第三者から土地を借り、その土地の上で建物を建てること
が出来る権利で、Aさんが賃借した土地の上にAさん名義の家屋を建てた
場合には、借地権として評価します。

2. 適切

貸宅地とは、自分の所有している土地を第三者へ貸した、その土地の上
で借主が家屋を建てた場合の貸主への評価です。

3. 適切

貸家建付地では、自分が所有する土地に、自分の名義で家屋と建て、そ
れを賃貸している場合の評価です。

4. 不適切

転貸借地権では、第三者から借りた土地を、さらに別の他者へ貸し、その
他者がその土地へ建物を建てる権利です。

第三者の土地を借りて、そこに建物を建てるのは借地権評価となります。

従って、答えは『4』です。

問題 59

不動産に係る相続対策等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 居住用不動産の贈与を受けて贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合、贈与税額の計算上、その取得した居住用不動産の価額から、基礎控除額のほかに最高2,500万円の配偶者控除額を控除することができる。
2. 相続時精算課税制度は、所定の要件を満たせば、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」と併用して適用を受けることができる。
3. 借地権の一部と底地の一部を等価交換し、所得税の「固定資産の交換の特例」の適用を受けた場合には、一定の条件の下、その交換に伴う譲渡所得はなかったものとされる。
4. 相続人が、相続により取得した土地を、その相続開始があった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに売却した場合には、譲渡所得の金額の計算上、その相続人の相続税額のうち、その土地等に対応する部分の金額を取得費に加算することができる。

【答え】

1. 不適切

贈与税の配偶者控除とは、一定の適用要件のもとで、配偶者が居住用不動産やその購入資金を贈与された場合に贈与税の課税価格から控除できる規定です。

控除額は2,000万円です。ただし、贈与税の基礎控除110万円とは別で加算できます。合計2,110万円までは非課税となります。

2. 適切

「相続時精算課税制度」と「直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税制度」とは併用可能。

3. 適切

「固定資産の交換の特例」とは、固定資産である土地、建物や、借地権などを同じ種類の資産と交換した場合に、譲渡がなかったものとする特約です。

土地であれば土地と、建物であれば建物でと、交換するものが同じ種類の資産を対象とします。

借地権は土地の種類として分類でき、底地の一部を等価交換することにより、特例は適用できますので、譲渡所得はなかったものになります。

4. 適切

相続人が、相続により土地、建物や株式を取得した場合には、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに売却した場合、相続財産の譲渡した場合の取得費加算の特例により、納付した相続税のうち一定額を所得費に加算できます。

従って、答えは『1』です。

問題 60

取引相場のない株式に係る類似業種比準価額に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、類似業種比準価額の計算に影響を与える他の要素については、考慮しないものとする。

1.A社は土地を売却する予定であり、売却すると多額の売却損の発生が予想されるため、この土地の売却により類似業種比準価額を引き下げることができると考えている。

2.B社は、類似業種比準価額の計算上、配当、利益および純資産という3つの比準要素のウェイトが「1:3:1」であるため、今後は、配当や純資産の引下げに努めるよりもウェイトの高い利益の引下げ(圧縮)に努めた方が、類似業種比準価額の引下げ効果は大きいと考えている。

3.C社はこれまで無配であったが、今期、創業30年の記念配当を実施する予定であり、この配当を実施すると、比準要素のうちの配当がゼロからプラスになるため、類似業種比準価額が上昇するのではないかと考えている。

4.D社の株式評価上の会社規模は、現在、中会社であるが、類似業種比準価額の計算上の斟酌率は会社規模が大きいほど小さくなるため、会社規模を大会社にさせて類似業種比準価額を引き下げたいと考えている。

【答え】

1. 適切

非上場株式の株価の計算方法として、類似業種比準価額とは、業種ごとに標準的な会社の株価を、配当、利益、簿価純資産の3つを加味して評価額を算定します。

土地の売却により、利益が下がった場合には類似業種比準価額を引き下げることができます。

2. 不適切

類似業種比準価額の3つの要素である配当、利益、簿価純資産のそれぞれのウェイト比は1:1:1です。

3. 不適切

類似業種比準価額の要素である配当では、記念配当は計算には含みませんので、配当はゼロのままプラスにはなりません。

従って、記念配当では評価額の引き下げにつながります。

4. 不適切

類似業種比重価額での斟酌(しんしゃく)率では、大会社=0.7、中会社=0.6、子会社=0.5と定めており、大会社にさせた場合には、類似業種評価額は上がります。

従って、答えは『1』です。